

短期利用共同生活介護費について

1. 短期利用共同生活介護とは

空いている居室を利用して、短期間入居して認知症対応型共同生活介護を行うものです。利用者は定員の範囲内で、1ユニットあたり1名までです。1ユニットの事業所は短期利用共同生活介護費（Ⅰ）を、2ユニット以上の事業所は（Ⅱ）を算定します。

※給付管理対象のサービスで居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプランに基づくサービス提供となります。

2. 施設基準について

以下のすべての基準を満たしていることが必要です。

- ①「豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」第111条、第112条に定める従業者の員数を満たしていること。
- ②居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等について3年以上の運営経験を有していること。
- ③あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ④ユニット毎に1人以上介護を行う十分な知識を有する介護従業者が確保されていること。

※「十分な知識を有する介護従業者」とは、認知症介護実務者研修「専門課程」又は認知症介護実践研修「実践リーダー研修」若しくは認知症介護指導者養成研修を修了した者をいう。

※管理者や計画作成担当者（以下「当該職」という）は、直接介護に従事していないので介護従業者としては認められません。ただし、当該職のどちらかと介護職を兼務している場合は可能です。なお、この者は常勤・専従でなくとも差し支えありません。

3. 短期利用共同生活介護の申請について

加算届出に必要な提出書類一覧をご覧ください。

4. 短期利用共同生活介護の運営規程について

現在のものとは別に新たな運営規程を整備する必要はありませんが、以下の例を参考に、現在の運営規程に短期利用共同生活介護に関する条文を追加して下さい。（あくまで例ですので、事業所の運営規程に合わせて作成してください。）

【認知症対応型共同生活介護事業所運営規程に短期利用を追加する例】

（短期利用共同生活介護）

第〇条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担する。

※ 第5項については、事業所として、長期入院等の入居者の居室を短期利用共同生活介護として利用する場合のみ記載する。

（入退居にあたっての留意事項）

第〇条

○ 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

<注意>

- 1 介護報酬以外の利用料は、原則として通常の認知症対応型共同生活介護の1日あたりの金額と整

合性が取れていることが必要ですが、一時的な滞在であることから、入居一時金に当たる経費を徴収することはできません。

- 2 長期入院等の入居者の居室を入居者及び家族の同意を得て、短期利用の居室に利用する場合は、入居者から家賃を徴収するのではなく、短期利用共同生活介護の利用者から家賃相当額を徴収することとして、料金表に明記してください。1つの居室において両者から家賃（相当額）を徴収することは適切ではありません。

5. その他

介護従業者が異動又は退職等により、「十分な知識を有する介護従業者」の要件を満たさなくなった場合は、短期利用共同生活介護を行うことはできません。変更届を速やかに提出してください。